

新事業承継税制とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 山宅 孝道

最近話題になっている新事業承継税制とは、どのような制度なのでしょう。



リサ

平成30年度税制改正では、事業承継税制について、これまでの措置（一般措置）に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の3分の2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、贈与者・被相続人の要件及び後継者の要件等が改正された特例措置が創設されました。この特例措置については、10年間の措置ですので、2018年1月1日から2027年12月31日までの間の非上場株式等の贈与・相続が対象となっています。



サキ先生

特例措置について、具体的に猶予される税額は変わるのですか。



リサ

今までの一般措置は猶予の対象となる株式が発行済議決権株式総数の3分の2までであり、贈与税はその全額、相続税はその80%が猶予されました。新たな特例措置については、猶予の対象となる株式が**全ての発行済議決権株式**となり、贈与税・相続税ともその**全額**が猶予されることになっています。



サキ先生

特例措置については、代表権を有していなかった人からの株式も対象になると聞いていますが、詳しく教えてください。



リサ

一般措置は、先代経営者からの贈与や相続で取得した株式についてしか、納税猶予の対象となりませんが、今回の特例措置では、先代経営者からの贈与や相続を受けた上で、先代経営者以外の方が持っている株式も納税猶予の対象となりました。例えば、お父様が先代経営者で、お母様が株式の一部を持っている場合なども、その株式が納税猶予の対象となります。また、先代経営者と親族関係がない、第三者が持っている株式であっても対象となります。



サキ先生

贈与の場合、その時期や期限とかはありますか。



リサ

代表権を有していなかったお母様から株式の贈与を受け、特例措置の適用を受ける場合、先代経営者の贈与の日から経営継承期間内に申告期限が到来する株式の贈与が対象となります。具体的な例として、先代経営者であるお父様からの株式の贈与が2018年11月1日だった場合、特例経営贈与承継期間はお父様からの贈与の申告期限である2019年3月15日の翌日から5年後の2024年3月15日となります。お母様からの株式の贈与が対象となるのは、お父様からの株式の贈与の日からこの期間内に贈与税の申告期限が到来する株式の贈与になりますので、2023年12月31日までに贈与された株式が対象となります。特例経営贈与承継期間内（2024年3月15日まで）に贈与された株式ではありませんので、注意しなければいけませんね。なお、お父様からの株式贈与の前にお母様から株式の贈与を受けた場合、それは対象外となります。



サキ先生

時期や期限に注意しないと大変なことになってしまいますね。



リサ

そうですね、ほかにも特例承継計画の提出などの適用要件はありますから、適用要件を確認しながら進めることが大切です。



サキ先生

《筆者紹介》

山宅孝道(やまけたかみち)

1965年生まれ。東京国税局管内の税務署において管理・徴収部門、法人課税部門、資産課税部門等の事務に従事し、武蔵府中税務署資産課税部門上席国税調査官を最後に2013年7月退職。

埼玉県さいたま市で税理士登録。近著「所得税重要事例集」(共著、税務研究会)。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索